

5 小型機船底びき網漁業のうち地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 小型機船底びき網漁業のうち、地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令及び福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数15トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 地方名称板びき網漁業

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

イ 地方名称機船手繰網漁業

次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ、エ及びオ並びに基点2の各点を順次に結んだ6直線と陸岸とによって囲まれた海面を除く福島県の海面

基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端

点ア 基点1から90度16,668メートルの地点

点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度9,260メートルの地点

点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台中心点から90度4,630メートルの地点

点エ いわき市小名浜下神白番所灯台中心点から90度6,482メートルの地点

点オ 基点2から90度9,260メートルの点

- (5) 漁業時期
毎年9月1日から翌年6月30日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ及びエ並びに基点2の各点を順次に結んだ5直線と陸岸とによって囲まれた海面のうち福島県海面においては、夜間の操業をしてはならない。

基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

点ア 基点1から90度33,336メートル(18海里)の点

点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度12,964メートル(7海里)の点

点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台から90度5,556メートル(3海里)の点

点エ 基点2から90度13,890メートル(7.5海里)の点

基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端

- (2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 許可等の申請にかかる船舶の総トン数が、従前の当該漁業許可船舶の総トン数を超過しているとき。ただし、第5又は第6の規定による大型化を除く。
- (2) 代船許可等の申請の場合、従前の当該漁業許可を受けた船舶(以下「廃業船舶」という。)の用途、若しくは処分が不明であるとき、又は廃業船舶が当該漁業を無許可で操業するおそれがあると判断されたとき。
- (3) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (4) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(補充を要しない大型化)

第5 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可等にかかる船舶の総トン数を増加し、またはその許可船舶の総トン数をうわまわる総トン数の代船について許可等を受けようとする場合には、大型化以前の許可船舶の総トン数が属する次表左欄に掲げる船舶階層区分に対応する右欄大型化の限度までは、第6に規定する補充を要せずに大型化することを認める。

船舶階層区分	大型化の限度
13.51トン以上15.00トン未満(「15.00トン未満階層」という。)	14.99トン
10.00トン以上13.51トン未満(「13.51トン未満階層」という。)	13.50トン
8.51トン以上10.00トン未満(「10.00トン未満階層」という。)	9.99トン
8.51トン未満(「8.51トン未満階層」という。)	8.50トン

(補充を要する大型化)

第6 当該漁業の許可等を受けた者が、第5の規定により大型化する場合を除き、当該許可等船舶を大型化しようとする場合には、下記要件をすべて満たしている場合に限り、これを認める。

(1) トン数の補充

トン数の補充は下表の大型化の範囲に応じた補充単位を補充するものとする。

大型化の範囲	補充単位	備考
1階層上位に大型化する場合	1単位以上	廃業に伴う補充の単位は附表による。
2階層上位に大型化する場合	2単位以上	
3階層上位に大型化する場合	3単位以上	

(2) 大型化の条件

ア 廃業船舶について、許可の取消し処分に相当する悪質な漁業関係法令違反をしていないこと。

イ 補充により大型化した船舶を補充用として使用する場合は、当該船舶が大型化した日から起算して1年以上経過した船舶であること。

ウ 廃業船舶について、当該漁業廃業の時まで引き続き1年以上休業していないこと。

- (3) 補充のための当該漁業の廃業は、補充による大型化と同時にするものとする。ただし、大型化のための補充後も補充単位に余剰が生じた場合、これをさらに大型化に使用する場合については、当該廃業船舶の廃業届があった日から6か月間はこの限りでない。

(中間代船の許可)

- 第7 当該漁業の許可を受けた者が、その許可船舶で操業することを廃業し、又は許可船舶が滅失、沈没その他これに準ずる事由により第5に定める船舶階層区分を越えて小型化した代船について許可等の申請があった場合は、許可等をする。
- 2 前項の小型化した船舶を当該廃業又は滅失若しくは沈没の日から2年以上経過した後、当該船舶が小型化前に属する階層に復元しようとするときは、第6の補充による大型化の規定を適用する。

(他県からの入会)

- 第8 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(3)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

1 制限措置

- (1) 漁業種類
小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数15トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
- ア 地方名称板びき網漁業
宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
- イ 地方名称機船手繰網漁業
次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ、エ及びオ並びに基点2の各点を順次に結んだ6直線と陸岸とによって囲まれた海面を除く福島県の海面

- 基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端
点ア 基点1から90度16,668メートルの地点
点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度9,260メートルの地点
点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台中心点から90度4,630メートルの地点
点エ いわき市小名浜下神白番所灯台中心点から90度6,482メートルの地点
点オ 基点2から90度9,260メートルの点

(5) 漁業時期

毎年9月1日から翌年6月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

2 許可等の条件

- (1) 次に掲げる基点1、点ア、イ、ウ及びエ並びに基点2の各点を順次に結んだ5直線と陸岸とによって囲まれた海面のうち福島県海面においては、夜間の操業をしてはならない。

- 基点1 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
点ア 基点1から90度33,336メートル(18海里)の点
点イ 双葉郡浪江町請戸の鼻突端から90度12,964メートル(7海里)の点
点ウ いわき市平豊間塩屋埼灯台から90度5,556メートル(3海里)の点
点エ 基点2から90度13,890メートル(7.5海里)の点

基点2 茨城県北茨城市大津の鼻突端

- (2) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。
(3) 船橋の両側に、5センチメートルの幅で5センチメートルの間隔をもつ带状2本の朱色塗装標識をしなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
2 小型機船底びき網漁業のうち地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業の許可等に関する取扱方針(昭和51年9月1日)は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。

附 表

廃業船舶の階層区分		左の船舶廃業の場合の 大型化の単位
13.51 トン以上	15.00 トン未満	5 単位
10.00 トン以上	13.51 トン未満	4 単位
8.51 トン以上	10.00 トン未満	3 単位
8.51 トン未満		2.5 単位